

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月12日（平成28年（行個）諮問第63号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行個）答申第86号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関する調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署長が決定した私の労災補償支給（不支給）決定にかかる調査結果復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、石川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月4日付け石労発0104第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 会社の方にも事情を聞いているような黒塗りがありました。どの様な質問をしたのか、また、本当に全員に質問しているのかが不明です。
- (2) 私の治療に関わった主治医や看護師の名前は記号や文字の癖で、また出来事の日時で黒塗りになっていてもわかっていますし、それさえも黒塗りになっている必要性がないと思われ。私自身の診断書内にもあるのも納得がいきません。自分自身が発言したことまでも知ってはいけないのですか。
- (3) 現在、民事で弁護士と相談中ですが、今の自身の体調を考えながら行っているため相当な時間がかかっています。少しでも過去の出来事を忘れようとして努力しているのに、また同じ事を弁護士に思い出しながら話さなくてはなりません。辛いですし、悲しいです。費用もかさみます。子供達と夫や家族に申し訳なく感じています。
- (4) 事実を塞がれたあげく、開示書類にも真っ黒に塞がれて、個人は団体

相手には黙って言うことを聞かなくてはいけないのですか。どのような質問がされ、どのような調査がされたのか全く分かりません。納得がいきません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成27年12月7日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署長が決定した請求人の労災補償支給（不支給）決定にかかる調査結果復命書及びその添付書類」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成28年1月4日付け石労発0104第1号により原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成28年1月12日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署長が決定した請求人の労災補償支給（不支給）決定にかかる調査結果復命書及びその添付書類である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3、7の②、8の①、9、11、16、19の①、20の①、21の①、22の①、23の①、24の①、25の①、26の①、27の①、29の①、30の①及び31の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、19の②、20の②、21の②、22の②、23の②、24の②、25の②、26の②、27の②、29の②、30の②及び32の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処

分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号5の①、6、7の①、10、15及び28の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号5の②及び8の②不開示部分は、特定事業場等の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、19の②、20の②、21の②、22の②、23の②、24の②、25の②、26の②、27の②、29の②及び30の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。し

たがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の②及び8の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月10日 審議
- ④ 平成29年7月6日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日付けで特定労働基準監督署長が決定した私の労災補償支給（不支給）決定にかかる調査結果復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に

掲げる文書番号 1 ないし文書番号 3 2 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに基づき不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 6 欄に掲げる部分）について

ア 通番 1 及び通番 2 は、審査請求人の申述又はその申述内容から、記載内容が推認できる部分であり、当該部分には、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人はその内容を容易に推認できるものと認められることから、同条 2 号ただし書イの審査請求人が慣行として知ることができる情報に該当するものと認められる。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 8 は、特定事業場の組織図、役職員の氏名・住所・電話番号及び座席表の記載であり、個人名と一体として、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

このうち別表の 6 欄に掲げる部分は、審査請求人が勤務していた特定事業場の部署の労働者名及び座席図であり、審査請求人が承知している情報と認められることから、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 通番 1 5 は、医師の署名及び印影であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、文書番号 4 に記載された内容と同一のものであり、その内容は原処分において開示されており、審査請求人が承知している情報と認められることから、同条 2 号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番3, 通番8, 通番9及び通番36については, 審査請求人以外の第三者の氏名, 職名, 住所, 電話番号, 生年月日及び勤続年数に関する記載であり, それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから, 同号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番11は, 審査請求人以外の個人のタイムカードであり, それぞれ一体として, 法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから, 同号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

このうち, 個人の氏名, 社員番号, 登録コードは, 個人識別部分であることから, 法15条2項による部分開示の余地もない。

その余の部分である日々の出勤の状況は, 一般的に他人に知られたくない情報であり, 職場等の関係者にとって, 当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから, 審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず, 部分開示できない。

以上のことから, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番13は, 審査請求人以外の第三者の身長, 体重, 既往歴などの検診結果の記録である。当該部分は, 法14条2号本文後段に規定する, 審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが, これを開示すると職場等の関係者にとって個人を特定する手掛かりとなり得るものであり, 検診結果は一般的に他人に知られたくない情報であることから, 審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番16, 通番18, 通番20, 通番22, 通番24, 通番26,

通番 28, 通番 30 及び通番 32 は, 特定労働基準監督署の担当官が, 審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書等に記載された被聴取者の住所, 職氏名, 生年月日, 年齢及び聴取場所であり, それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから, 法 14 条 2 号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず, 個人識別部分であることから, 法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 35, 通番 38 及び通番 40 は, 医師の署名及び印影であり, 法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については, 当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため, 法 14 条 2 号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また, 当該部分は個人識別部分であり, 法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 2 号に該当し, 不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 3 号イ該当性について

通番 4, 通番 6, 通番 7, 通番 12 及び通番 14 は, 特定事業場の印影であり, 通番 34 は, 特定健康保険組合の印影である。当該印影は, 書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして, それにふさわしい形状のものであると認められ, これを開示すると, 当該事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 1 及び通番 2 について

a 通番 1 及び通番 2 のうち, 特定労働基準監督署の担当官が聴取した審査請求人以外の第三者の職氏名の記載部分については, 被聴取者ごとに法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当し, 審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから, 同号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハ

に該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 通番1の18頁及び通番2の16頁の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄には、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

また、聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏名についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- c その余の部分については、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番17, 通番19, 通番21, 通番23, 通番25, 通番27, 通番29, 通番31, 通番33, 通番37, 通番39及び通番41について

a 通番17の12頁の19行目は、被聴取者の署名及び印影であり、通番41は、特定労働基準監督署の担当官の依頼に基づき、特定病院が提出した審査請求人の診療録等に記載された審査請求人以外の個人名である。

当該部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、特定労働基準監督署に提出した審査請求人以外の第三者が記録した意見書であり、上記（ア）cと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番5及び通番10は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した申立書又は特定事業場での作業環境測定結果であり、これを開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、石川労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、石川労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、

当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリント及び労働保険審査会の裁決書が送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書、事件プリント及び裁決書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きに該当せず開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 通番	4 原処分において不開示とされている部分	5 不開示情報 (法14条該当号)			6 開示すべき部分
				2号	3号イ	7号柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	1	① 2頁の不開示部分, 5頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 7頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 8頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 9頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 10頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 11頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 12頁の不開示部分, 13頁の不開示部分(資料No.欄の引用資料名部分を除く), 15頁主治医意見書欄の24行目の不開示部分, 26行目5文字目ないし最終文字, 38行目12文字目ないし最終文字及び18頁不開示部分(家族・友人等の	○		○	2頁の(2)業務による心理的負荷の(項目31同様とのトラブルがあった)の欄, 15行目の24文字目ないし16行目3文字目, 8頁の認定事実欄の8行目15文字目ないし27文字目, 12頁の認定事実欄のうち2行目15文字目ないし18文字目, 8行目6文字目ないし9文字目, 9行目10文字目, 11文字目, 27文字目, 28文字目, 35文字目ないし54文字目並びに10行目33文字目及び34文字目

			<p>② 5 頁， 7 頁ないし 1 1 頁及び 1 3 頁の不 開示部分（資料 No. 欄の引 用資料名）， 1 5 頁主 治医意見書欄のうち， 9 行目 3 2 文字目ない し最終文字並びに 1 0 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目及び 2 9 文字 目ないし 4 0 文字目， 1 8 頁の「事業場以外に おける当該労働者との 相関図（家族・友人 等）」欄の不 開示部分， 2 1 頁の不 開示部分全て並びに 2 3 頁の 印影</p>				<p>新たに開示</p>	
2	<p>医学的 意見の 要否等 に係る 調査復 命書</p>	2	<p>① 1 頁の不 開示部分， 4 頁の不 開示部分， 6 頁の不 開示部分（ 資料 No. 欄 の引用資料 名部分を 除く）， 7 頁の不 開示部分（ 資料 No. 欄 の引用資料 名部分を 除く）， 8 頁の不 開示部分（ 資料 No. 欄 の引用資料 名部分を 除く）， 9 頁の不 開示部分（ 資料 No. 欄 の引用資料 名部分を 除く）， 1 0 頁の不 開示部分（ 資料 No. 欄 の引用資料 名部分を 除く）， 1 1 頁の不 開示部分（ 資料 No. 欄 の引用資料 名部分を 除く）， 1 2 頁の不 開示部分、</p>	○		○	<p>1 頁の不 開示部 分， 4 頁 の（ 2 ） 業務に よる心 理的負 荷の（項 目 3 1 同 様との トラブル があっ た）の 欄の 3 行目 1 1 文字目 ないし 1 6 文字 目， 4 行 目 3 4 文 字， 8 行 目 3 1 文 字目， 1 4 行目 2 9 文字目， 3 0 文字 目， 1 5 行目 6 文 字目， 7 文字目， 1 4 文字 ないし 3 3 文字 目， 1 6 行目 2 8 文字</p>	

			<p>1 3 頁の不開示部分（資料 No. 欄の引用資料名部分を除く），1 5 頁主治医の意見書欄の 2 4 行目の不開示部分，2 6 行目 6 文字目ないし最終文字，3 8 行目 1 2 文字目ないし最終文字，1 6 頁不開示部分（家族・友人等の相関図を除く）</p>				<p>目，8 頁の認定事実欄の 8 行目 2 7 文字目，1 2 頁の認定事実欄の 2 行目 1 5 文字目ないし 1 8 文字目，8 行目 6 文字目ないし 9 文字目，9 行目 2 7 文字目，3 5 文字目ないし 5 4 文字目，1 0 行目 3 3 文字目，3 4 文字目</p>
			<p>② 6 頁ないし 1 1 頁及び 1 3 頁の不開示部分（資料 No. 欄の引用資料名）1 5 頁主治医の意見書欄のうち 1 0 行目 2 9 文字目ないし 4 0 文字目並びに 1 6 頁の「事業場以外における当該労働者との相関図（家族・友人等）」欄の不開示部分</p>		新たに開示		
3	資料一覽	3	<p>① 1 頁の 1 9 行目 1 文字目ないし 3 文字目，2 頁の 1 2 行目ないし 2 3 行目の不開示部分（引用資料名部分を除く）</p>	○			

			② 1 頁の 1 8 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目及び 1 9 行目 4 文字目並びに 2 頁の 1 2 行目 2 3 文字目及び 2 4 文字目, 1 3 行目 2 3 文字目ないし 2 5 文字目, 1 4 行目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目, 1 5 行目 2 5 文字目ないし 2 7 文字目, 1 6 行目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目, 1 7 行目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目, 1 8 行目 2 4 文字目ないし 2 6 文字目, 1 9 行目 2 3 文字目ないし 2 5 文字目, 2 0 行目 2 5 文字目ないし 2 7 文字目, 2 1 行目 2 5 文字目ないし 2 7 文字目, 2 6 行目 1 7 文字目ないし 2 2 文字目, 2 7 行目 1 7 文字目ないし 2 2 文字目及び 2 8 行目 1 8 文字目ないし 2 3 文字目	新たに開示			
4	申立書		-				
5	労災請求に関する申立書	4	① 1 頁の事業場印影部分及び 3 頁の事業場印影部分		○		
		5	② 2 頁の不開示部分		○	○	
6	会社概要	6	1 頁の事業場印影部分		○		
7	組織図等	7	① 1 頁ないし 3 頁の事業場印影部分		○		

		8	② 1 頁の不開示部分 (本人氏名部分を除く), 2 頁の不開示部分及び 3 頁の不開示部分	○			1 頁の相談役の職氏名部分及び塗装部の氏名部分並びに 3 頁の塗装所の座席図の氏名部分
8	書類送付ご案内	9	① 1 頁の担当者氏名部分	○			
		10	② 1 頁の 1 4 行目 3 文字目ないし最終文字及び 2 頁ないし 2 3 頁の不開示部分		○	○	
9	タイムカード ①	11	不開示部分全て	○			
10	履歴書等	12	2 頁及び 3 頁の事業場印影部分		○		
11	健康診断結果一覧表	13	1 頁の不開示部分全て	○			
12	タイムカード ②		-				
13	賃金台帳		-				
14	今後に 関しましての ご協力の お願い		-				
15	社内履	1	1 頁の事業場印影部分		○		

5	歴	4					
1 6	診 断 書 等	1 5	① 1 頁の主治医印影部 分, 2 頁の不開示部分	○			全て開示
			② 1 頁の 6 行目 5 文字 目ないし 8 文字目		新たに開示		
1 7	聴 取 書 ①		-				
1 8	聴 取 書 ②		-				
1 9	聴 取 書 ③等	1 6	① 1 頁の 2 行目 3 文字 目ないし最終文字, 3 行目 3 文字目ないし最 終文字, 4 行目 7 文字 目, 8 文字目, 1 0 文 字目, 1 2 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字 目, 6 行目 1 2 文字目 ないし 1 8 文字目, 1 3 頁の 2 行目 1 2 文字 目ないし 1 8 文字目, 2 4 文字目ないし 2 6 文字目, 1 5 頁の 2 行 目 1 3 文字目ないし 1 9 文字目及び 2 5 文字 目ないし 2 7 文字目	○			
		1 7	② 1 頁の 8 行目ないし 1 2 頁 1 9 行目 (問番 号及び「回答」の記載 部分を除く), 1 3 頁 の 4 行目ないし 1 4 頁 2 6 行目の不開示部分 (「質問」及び「回 答」の記載部分を除 く), 1 5 頁の 4 行目 ないし 1 6 頁の 1 4 行 目の不開示部分	○		○	

			③ 1 頁の 5 行目不開示部分	新たに開示		
2 0	録取書 ①	1 8	① 1 頁の 2 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目, 2 4 文字目ないし 3 4 文字目	○		
		1 9	② 1 頁の 4 行目ないし 2 頁の 1 行目 (「質問」及び「回答」の記載部分を除く)	○		○
2 1	録取書 ②	2 0	① 1 頁の 2 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目, 2 4 文字目ないし 3 0 文字目	○		
		2 1	② 1 頁の 4 行目ないし 2 頁 3 行目 (「質問」及び「回答」の記載部分を除く)	○		○
2 2	録取書 ③	2 2	① 1 頁の 2 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目, 2 4 文字目ないし 3 2 文字目	○		
		2 3	② 1 頁の 4 行目ないし 2 頁の 2 7 行目 (「質問」及び「回答」の記載部分を除く)	○		○
2 3	録取書 ④	2 4	① 1 頁の 2 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目, 2 4 文字目ないし 2 7 文字目	○		
		2 5	② 1 頁の 4 行目ないし 2 頁の 1 7 行目 (「質問」及び「回答」の記載部分を除く)	○		○
2 4	録取書 ⑤	2 6	① 1 頁の 2 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目, 2 4 文字目ないし	○		

			26文字目				
		27	②1頁の4行目ないし18行目（「質問」及び「回答」の記載部分を除く）	○		○	
25	録取書⑥	28	①1頁の2行目13文字目ないし19文字目, 25文字目ないし28文字目	○			
		29	②1頁の4行目ないし2頁の3行目（「質問」及び「回答」の記載部分を除く）	○		○	
26	録取書⑦	30	①1頁の2行目13文字目ないし19文字目, 25文字目ないし28文字目	○			
		31	②1頁の4行目ないし2頁5行目（「質問」及び「回答」の記載部分を除く）	○		○	
27	面談記録	32	①1頁の2行目13文字目ないし20文字目, 26文字目ないし32文字目	○			
		33	②1頁の4行目ないし3頁の8行目（「質問」及び「回答」の記載部分を除く）	○		○	
28	療養給付記録に関する照会	34	①2頁の印影部分		○		

	について		② 4 頁ないし 3 9 頁の 保険医氏名欄の不開示 部分	新たに開示			
2 9	医師作 成資料	3 5	① 1 頁の不開示部分	○			
		3 6	① 4 頁の検査者氏名部 分	○			
		3 7	② 不開示部分全て（① の不開示部分及び 3 頁 の 2 行目 1 8 文字目な いし 2 9 文字目， 1 6 行目 6 文字目ないし 1 7 文字目を除く）	○		○	
			③ 3 頁の 2 行目 1 8 文 字目ないし 2 9 文字目 及び 1 6 行目 6 文字目 ないし 1 7 文字目， 4 頁主治医欄の不開示部 分	新たに開示			
3 0	意見書 の提出 依頼に ついて	3 8	① 3 頁， 4 頁印影部分	○			
		3 9	② 3 頁の回答の 1 6 行 目ないし 1 9 行目	○		○	
			③ 3 頁の担当医師の記 名欄及び 4 頁医師記名 欄	新たに開示			
3 1	意見書 の提出 につい て	4 0	医師印影部分	○			
			医師の記名部分	新たに開示			
3 2	診療録 等の提 出依頼 につい	4 1	2 頁の不開示部分， 3 頁ないし 3 1 頁の不 開示部分全て（主治医氏 名の記載部分を除く）	○		○	

	て		3 頁ないし 3 1 頁の主治医欄の主治医記名部分及びオーダー者欄の主治医記名部分	新たに開示	
--	---	--	---	-------	--

※ 文書番号 2 4 及び文書番号 3 1 は，頁数に誤植があり，当審査会事務局で修正している。